

大情審答申第 270 号
平成 22 年 3 月 26 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 宇多 民夫

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成21年 7 月30日付け大市民第503号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 21 年 6 月 19 日付け大市民第 309 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 21 年 6 月 5 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表に掲げる旨の公開請求を行った。

2 部分公開決定

実施機関は、別表に掲げる旨の公開請求のうち、大阪市定額給付金等事務センター業務に関して、株式会社もしもしホットライン（以下「本件法人」という。）の営業拠点の所在地及び電話番号が記されている文書を求める旨の部分（以下「本件請求」という。）に係る文書を「業務委託契約書（大阪市定額給付金等専用ダイヤル運営業務）」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、一部を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

「条例第 7 号第 2 号に該当

（説明）

法人の代表者の印影は法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 21 年 7 月 1 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定通知書には、法人の代表者の印影は、偽造等のおそれがあるため部分公開にする旨の記載があったにもかかわらず、実際に公開された公文書では、本件法人の印影が鮮明に確認できる。条例第 7 条各号を守れないなら、本件決定を取り消し、全部公開にすべきである。
- 2 また、本件決定通知書の「上記の部分を開示しない理由」欄における根拠となる条文の記載に間違いがある。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書に記載されている法人の代表者の印影（以下「本件印影」という。）は法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、偽造等がなされた場合当該法人の事業運営が損なわれるおそれがあると認められる。
よって、本件印影を開示することは、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。
さらに、本件文書の性質上、条例第 7 条第 2 号ただし書には該当しないものである。
なお、今回、異議申立人へ公開の実施を行った際、本件印影が鮮明に確認できる文書であったことは、異議申立人に対し公開する文書を作成する段階において本来黒塗りにして非公開とすべき部分を、事務手続き上の誤りにより公開した状態で送付したためであり、本件請求に対して全部公開決定が認められるためではない。
- 2 本件決定を異議申立人へ通知した際、通知書中「上記の部分を開示しない理由」欄において「条例第 7 条第 2 号に該当」と記載すべきところ、「条例第 7 号第 2 号に該当」と誤って記載した。この点については、平成 21 年 7 月 17 日付けで、本件決定の取消しを行うとともに、同欄の記載内容を「条例第 7 条第 2 号に該当」に改め、新たな部分公開決定を行い、異議申立人へ通知した。
- 3 異議申立人からの指摘により、本件印影を事務手続き上の誤りにより公開したことが判明し、本件法人に対して事故報告及び謝罪を行った。
さらに後日、事故内容や事故後の対応などを記載した顛末書を本件法人に対して提出した。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、大阪市定額給付金等専用ダイヤル運営業務に関して、大阪市が本件法人との間で締結した業務委託契約書である。

このうち、本件決定において非公開とされている部分は、本件文書の3箇所に押印された本件印影の部分であるが、実施機関によれば、これら全てを黒塗り処理せずに、異議申立人に送付したとのことである。

3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第7条第2号を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は本件決定を取り消し、全部公開にすべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件印影の条例第7条第2号の該当性である。

なお、本件決定通知書には、「条例第7条第2号に該当」と記載されているが、その趣旨としては、「条例第7条第2号に該当」であることが明らかであるので、以下においても同様に、条例第7条第2号として記載する。

4 条例第7条第2号該当性について

- (1) 条例第7条第2号は、法人その他の団体や事業を営む個人（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、原則として公開しないことができる」と規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開

することにより、法人等の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、条例第7条第2号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

- (2) 本件印影は、業務委託契約書に押印された印影であり、本件法人が契約を行う際に用いるものであることから、専ら本件法人の内部管理に属する事項に該当すると認められ、また、契約関係にない者にまで広く公開することを予定しているとはいえないことから、不特定多数の者に広く知られる状態においては認められない。

したがって、本件印影を公開すると、偽造等のおそれがあり、条例第7条第2号に規定する「当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があると認められ、また、その性質から、同号ただし書にも該当しないことは明らかである。

- (3) 以上により、本件印影は、条例第7条第2号に該当すると認められる。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件決定通知書の「上記の部分を開示しない理由」欄の条文の記載について誤りがあると主張している。

実施機関においても、本件決定を取り消し、同欄の記載を条例第7条第2号に改め、新たな部分公開決定を行い、異議申立人に通知しているものの、今後実施機関においては、このような誤りがないよう、適切に事務処理を行われたい。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

付記

実施機関は、本件決定において公開しないこととした本件文書の3箇所を押印された本件印影の全てを黒塗り処理せず、異議申立人にそのまま送付してしまっている。

実施機関においては、今後、公開の実施に際して、公開の実施の対象となる文書を複数人で確認するなど、事務処理上の誤りの防止に努め、情報公開制度の適正な運営にいつそう留意するよう望むものである。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 大野潤、委員 赤津加奈美

別表

請求する公文書の件名 又は内容 (要約)	①大阪市総合コールセンター業務、国民健康保険料徴収業務及び大阪市定額給付金等事務センター業務に関して、株式会社もしもしホットラインの営業拠点の所在地及び電話番号が記されている文書 ②定額給付金等の口座振込みについて、1日の振込件数の制限を求める旨取扱い銀行より送付された文書
-------------------------------------	---